

精神保健福祉法の一部改正の概要について

精神保健福祉法をはじめ、障害者総合支援法、児童福祉法、障害者雇用促進法、難病法等の一部改正法案が、令和4年12月10日に国会で可決・成立し、12月16日付けで厚生労働省から都道府県等あて、改正の趣旨及び概要について通知があった。

改正法の施行日は、令和6年4月1日（一部は公布の日、令和5年4月1日等）とされている。

国においては今後、必要な政省令等の改正を行い、その内容について別途通知するとともに、改正法施行に際しての留意点、その内容等を踏まえた通知改正等についても、別途通知するとしており、県においては、政省令等の改正内容や国の通知等の内容を確認したうえで、所要の対応について検討し、関係機関等への周知・説明等を行いたいと考えている。

1 改正の趣旨

障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、**障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現**するため、地域における**相談支援体制の拡充**、就労選択支援の創設、週所定労働時間が特に短い特定の障害者を雇用した場合の雇用率算定における特例の創設、**入院者訪問支援事業の創設**等による**精神障害者の権利擁護の推進**、指定難病の患者及び小児慢性特定疾病児童等に係る医療費助成制度の改善、障害福祉サービス等についての情報の収集、利用、連結解析等に関する規定の整備等の措置を講ずる。

（令和4年12月16日 厚労省通知抜粋）

なお、今回の精神保健福祉法等の一部改正は、令和3年10月から令和4年6月まで設置された「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」における検討結果を踏まえて行われたものとなっている。

2 精神保健福祉法の一部改正の主な内容

(1) 目的規定における権利擁護の明確化等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とするものとした。（第1条関係）

→ 施行期日：公布の日（令和4年12月16日）

(2) 医療保護入院の入院手続等に関する事項

ア 医療保護入院を行う精神科病院の管理者及び措置入院等を行う都道府県知事は、その対象者及び医療保護入院の同意をした家族等又は指定医の診察の立会い等を行った家族等に対し、その措置を行う理由及び退院等の請求に関すること等を書面により知らせるものとした。(第 29 条第 3 項、第 29 条の 2 第 4 項及び第 33 条の 3 第 1 項関係)

→ 施行期日：令和 5 年 4 月 1 日

イ 精神科病院の管理者は、6 月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、医療保護入院を行うことができるものとした。(第 33 条第 1 項関係)

ウ 精神科病院の管理者は、医療保護入院について患者の家族等が同意又は不同意の意思表示を行わない場合に、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意により医療保護入院を行うことができるものとした。(第 33 条第 2 項関係)

エ 精神科病院の管理者は、医療保護入院者であって①及び②のいずれも該当する者について、厚生労働省令で定めるところによりその家族等のうちいずれかの者（ウの場合等にあつては、市町村長）の同意があるときは、本人の同意がなくても、6 月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、イ及びウの入院の期間（入院の期間が更新されたときは、その更新後の入院の期間）を更新することができるものとした。(第 33 条第 6 項関係)

① 指定医による診察の結果、なお精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 1 項第 1 号に掲げる者に該当すること。

② 厚生労働省令で定める者により構成される委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われたこと。

オ 精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療保護入院者の家族等にエの同意に関し必要な事項を通知しなければならないこととし、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からもエによる入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかったときは、エの同意を得たものとみなすことができるものとした。ただし、エの同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合においては、この限りでないものとした。(第 33 条第 8 項関係)

カ 精神障害者に対して身体に対する暴力等を行った者等を、医療保護入院の同意をすること等ができる「家族等」から除くこととした。(第 5 条第 2 項関係)

→ 施行期日：令和 5 年 4 月 1 日

キ 市町村長は、医療保護入院について患者の家族等が同意又は不同意の意思表示を行わなかった場合においても、都道府県知事に対し、医療保護入院中の者の退院等を請求できるものとした。(第 38 条の 4 関係)

(3) 措置入院者の退院促進措置等に関する事項

- ア 措置入院者を入院させている病院の管理者は、退院後生活環境相談員を選任し、措置入院者の退院後の生活環境に関し、措置入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供その他の援助を行わせるとともに、これらの者の求めがあった場合等には、地域援助事業者を紹介しなければならないものとした。(第 29 条の 6 及び第 29 条の 7 関係)
- イ 都道府県知事は、措置入院を行った場合に、当該入院措置に係る入院中の者の症状等を精神医療審査会に通知し、その入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならないものとした。(第 38 条の 3 第 1 項関係)

(4) 入院者訪問支援事業に関する事項

- ア 都道府県は、精神科病院に入院している者のうち市町村長の同意による医療保護入院者その他の外部との交流を促進するための支援を要する者に対し、入院者訪問支援員が、その者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業（ウ及びエにおいて「入院者訪問支援事業」という。）を行うことができるものとした。(第 35 条の 2 第 1 項関係)
- イ 入院者訪問支援員は、その支援を受ける者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその職務を行わなければならないものとした。(第 35 条の 2 第 2 項関係)
- ウ 入院者訪問支援事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとした。(第 35 条の 2 第 3 項関係)
- エ 入院者訪問支援事業を行う都道府県は、精神科病院の協力を得て、精神科病院における入院者訪問支援員による支援の在り方及び支援に関する課題を検討し、支援の体制の整備を図るよう努めなければならないものとした。(第 35 条の 3 関係)

(5) 虐待の防止に関する事項

- ア 精神科病院の管理者は、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとした。(第 40 条の 2 第 1 項関係)
- イ 精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならないものとするとともに、業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができるものとした。(第 40 条の 3 第 1 項及び第 2 項関係)
- ウ 業務従事者は、イの通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないものとした。(第 40 条の 3 第 4 項関係)
- エ イの通報又は届出を受けた都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないものとした。(第 40 条の 4 関係)

オ 厚生労働大臣又は都道府県知事は、アの措置又はイの通報若しくは届出に関し、精神科病院の管理者に対し、報告徴収等及び改善命令等を行うことができるものとした。

(第40条の5及び第40条の6関係)

カ 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとした。(第40条の7関係)

キ 国は、業務従事者による障害者虐待の事例の分析を行うとともに、業務従事者による障害者虐待の予防及び早期発見のための方策並びに業務従事者による障害者虐待があった場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとした。

(第40条の8関係)

(6) 精神保健に関する相談支援体制の整備に関する事項

ア 都道府県及び市町村等が行う相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならないものとした。(第46条関係)

イ 都道府県及び市町村は、精神保健に関する課題を抱える者及びその家族等に対して、精神保健に関する相談支援等を行うことができるものとした。(第47条第5項関係)

ウ 都道府県及び市町村は、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者への支援体制の整備について、関係機関、関係団体並びにこれらの者及びその家族等並びにこれらの者の保健医療及び福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者による協議を行うよう努めなければならないものとした。(第48条の2関係)

エ 都道府県は、市町村の求めに応じ、当該市町村が行う業務の実施に関し、精神保健福祉センター等による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うように努めなければならないものとした。(第48条の3関係)

(7) 精神保健指定医の指定制度に関する事項

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う精神保健指定医の指定に必要な研修は、指定の申請前三年以内に行われたものまで有効とすることとした。(第18条第1項関係)

→ 施行期日：令和5年4月1日

(8) その他

「精神障害者」の定義のうち、精神疾患の例示から「精神病質」を削ることとした。

(第5条関係)

→ 施行期日：公布の日（令和4年12月16日）